

令和8年度

第1回 入間市社会教育委員会議

日 時 令和8年5月13日(水)
午前10時00分～11時30分
会 場 市庁舎 B棟5階 第4委員会室

次 第

委嘱状交付式

- 1 委員委嘱状交付
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介

社会教育委員会議

- 1 開 会
- 2 社会教育委員会議の運営について
- 3 協議事項
 - (1) 社会教育関係団体補助金について
 - (2) 社会教育関係の4計画の策定について
 - ① 令和7年度の取組状況
 - ② 現在の進捗確認
 - ③ 今後のスケジュール
- 4 報告事項
 - (1) 各委員からの活動報告
 - (2) 社会教育担当各課からの報告
- 5 その他
- 6 閉 会

【配布資料】

- ・ 令和8年度 第1回 入間市社会教育委員会議 次第
- ・ 入間市社会教育委員名簿
- ・ 入間市教育委員会事務局名簿
- ・ 資料1 社会教育委員会議の運営について
- ・ 資料2 社会教育法
- ・ 資料3 入間市社会教育委員設置条例
- ・ 資料4 社会教育関係団体補助金について
- ・ 資料5-1 令和7年度入間市社会教育委員の取組状況
- ・ 資料5-2 社会教育関係4計画〔素案（案）〕に関する意見等
- ・ 資料5-3 社会教育関係4計画策定スケジュール
- ・ 資料6-1 各委員からの活動報告
- ・ 資料6-2 教育部社会教育担当各課からの報告

入間市社会教育委員名簿

任期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで

No.	氏 名	備 考
①	増 山 宗 隆 <small>ます やま むね たか</small>	学校教育関係者 (藤沢小学校)
②	遠 藤 誠 <small>えん どう まこと</small>	学校教育関係者 (武蔵中学校)
3	小 玉 佳 也 <small>こ だま よし や</small>	学校教育関係者 (豊岡高等学校)
4	佐 藤 清 美 <small>きとう 藤 きよみ</small>	社会教育関係者 (市文化協会)
5	濱 中 幸 子 <small>はま なか さち こ</small>	社会教育関係者 (市スポーツ協会)
6	梅 裕 晶 <small>うめ ひろ あき</small>	社会教育関係者 (市子ども会育成会連絡協議会)
7	双 木 茂 芳 <small>なみ き しげ よし</small>	社会教育関係者 (博物館ボランティア)
8	西 村 めぐみ <small>にしむら</small>	社会教育関係者 (小学校図書サポートスタッフ)
9	齋 藤 勝 久 <small>さいとう かつひさ</small>	社会教育関係者 (元気が出るふじさわ未来ネット)
10	村 野 裕 子 <small>むらの ゆうこ</small>	家庭教育関係者 (乳幼児サークル指導者)
11	吉 野 勝 <small>よしの まさる</small>	家庭教育関係者 (児童センター)
12	吉 田 澄 枝 <small>よし だ すみ え</small>	学識経験者 (入間市生涯学習をすすめる市民の会)
13	田 辺 暁 己 <small>たなべ あけみ</small>	学識経験者 (幼児教育)
14	宮 嶋 和 子 <small>みや じま かず こ</small>	学識経験者 (文芸入間編集委員)
15	白 木 賢 信 <small>しらき たかのぶ</small>	学識経験者 (東京家政大学)

※ ○印は新任委員

入間市教育委員会事務局名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名
1	教育部	部長	浅見泰志
2	教育部	次長	増岡哲也
3	博物館	館長	大久保卓
4	図書館	館長	平岡康子
5	社会教育課	課長	大石浩士
6	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主幹	牧野尚人
7	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主任	林田匡平
8	社会教育課	生涯学習・社会教育・公民館担当主事補	黒澤愛菜
9	社会教育課	社会教育指導員	大久保健一
10	社会教育課	社会教育指導員	浅見信治

社会教育委員会議の運営について

1 入間市社会教育委員設置条例について

会議は社会教育法及び入間市社会教育委員設置条例に基づいて、設置されています。15人以内の委員で組織され、任期は2年です。議長、副議長は、委員の互選により決めていただきます。会議は議長が招集することになります。

なお、社会教育委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職となります。会議に出席いただいた場合は委員報酬と費用弁償が支払われます。会議終了後30日以内に口座振り込みにより、お支払いいたします。

○支給額（1回あたり）

	委員報酬	費用弁償	合計
議長	7,500円	1,000円	8,500円
委員	7,000円	1,000円	8,000円

2 社会教育法について

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

3 入間市社会教育委員設置条例について

第6条 会議は、議長が招集し、年4回開くこととする。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

4 会議運営に係る内容について

(1) 会議録の作成について

会議の内容を記録するため、要点記録による会議録を作成します。事務局が、会議の経過、決定事項等について記述した会議録を作成し、議長が内容を確認し、署名します。

(2) 会議の公開について

「入間市情報公開条例」及び「入間市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、会議は、公開するものとします。

(3) 会議日程及び会議録の公表

会議の開催の公表については、開催日の1週間前までに、庁舎における掲示等により行います。会議録についても市民の閲覧に供しています。

(4) 社会教育委員に係る情報の公開について

委員名簿として外部に提供して差し支えないものを、あらかじめ確認いただいた上で作成し、氏名、委員の選出区分及び役職（議長、副議長）について公開します。

5 令和8年度会議日程

回	開 催 日		
第1回	5月13日(水)	午前10時～	市庁舎 B棟5階 第4委員会室
第2回	8月7日(水)	午前10時～	市庁舎 B棟4階 大会議室
第3回	12月16日(水)	午前10時～	市庁舎 B棟4階 大会議室
第4回	3月18日(木)	午前10時～	市庁舎 B棟5階 501会議室

社会教育法（抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

〈中略〉

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

〈中略〉

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。
2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

〈以下、省略〉

入間市社会教育委員設置条例

昭和31年10月13日

条例第14号

注 平成13年2月から改正経過を注記した。

第1条 **社会教育法**(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、入間市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから入間市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平13条例3・平26条例8・一部改正)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、各種団体を代表する者にあつては在職中とする。

2 教育委員会は、特別の理由があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

第5条 委員の互選によつて、議長及び副議長を定める。

2 議長は、会議の議長となり、委員を代表する。

3 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、これを代行する。

第6条 会議は、議長が招集し、年4回開くこととする。ただし、必要があるときは臨時に開くことができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。

附 則(昭和41年条例第43号)

この条例は、昭和41年11月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第3号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 第1条から第31条までの規定による改正後の条例の規定は、平成13年4月1日以後にする委嘱(同日前に委嘱又は任命された委員の補欠としてする委嘱を除く。)から適用する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

入間市社会教育関係団体補助金一覧表

No.	団 体 名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
1	入間市PTA連合会	557,000	416,000	416,000	社会教育課
2	入間市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会	125,700	96,000	96,840	青少年課 青少年活動センター
3	入間市子ども会育成会連絡協議会	250,000	250,000	250,000	青少年課 青少年活動センター
4	入間市スポーツ協会	3,645,000	3,645,000	3,564,000	スポーツ推進課
5	入間市スポーツ少年団	0	0	0	スポーツ推進課
6	入間市文化協会	1,310,000	1,036,500	1,036,500	社会教育課
7	入間市囲碁連盟	47,500	38,000	38,000	社会教育課
8	入間市中央少年少女合唱団	52,500	42,000	42,000	社会教育課
9	入間市民吹奏楽団	48,450	38,000	38,000	社会教育課
10	入間市民混声合唱団	49,400	39,000	39,000	社会教育課
11	入間市管弦楽団	37,050	30,000	30,000	社会教育課
	合計	6,122,600	5,630,500	5,550,340	

(参考) その他関係団体補助金一覧表

No.	団 体 名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
1	入間市生涯学習をすすめる市民の会補助金	650,000	520,000	520,000	社会教育課
2	ドラマフェスタin入間実行委員会	400,000	300,000	200,000	社会教育課
3	藤沢獅子舞保存会	44,000	44,000	44,000	博物館
4	上谷ヶ貫獅子舞保存会	44,000	44,000	44,000	博物館
5	高倉郷土芸能保存会	44,000	44,000	44,000	博物館
6	西久保観世音鉦はり保存会	44,000	44,000	44,000	博物館
7	新久はやし保存会	44,000	辞退	辞退	博物館
8	西三ツ木囃子連	44,000	44,000	44,000	博物館
9	入間市青少年健全育成推進協議会	1,282,000	1,174,000	1,174,000	青少年課
10	入間市青少年相談員協議会	225,000	243,000	144,000	青少年課 青少年活動センター
11	入間市ミニバスケットボール連盟 (入間市ミニバスケットボール大会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
12	入間市剣道連盟 (入間市少年剣道大会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
13	入間市少年野球連盟 (入間市少年野球夏季大会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
14	入間市柔道連盟 (入間市少年少女柔道大会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
15	入間市サッカー協会 (入間市少年少女サッカー選手権大会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
16	入間市ジュニア新体操連盟 (入間市ジュニア新体操演技会)	35,000	35,000	35,000	スポーツ推進課 青少年スポーツ事業
17	入間市テニス協会 (佐渡市との姉妹都市交流事業)	230,000	230,000	0	スポーツ推進課 姉妹都市スポーツ交流事業
18	入間市わんぱく相撲推進会議 (わんぱく相撲入間大会)	71,000	71,000	71,000	スポーツ推進課
19	エキデン・クロカン大会実行委員会 (入間市駅伝競走大会・彩の森クロスカントリー大会)	2,777,000	2,777,000	2,500,000	スポーツ推進課
	合計	4,795,000	4,705,000	4,099,000	

	総計	10,917,600	10,335,500	9,649,340	
--	----	------------	------------	-----------	--

令和7年度入間市社会教育委員会の取組状況 「次期社会教育関係4計画の策定について」

令和7年度の入間市社会教育委員会議においては、次期社会教育関係4計画（生涯学習推進計画、公民館基本計画、博物館基本計画、図書館基本計画）いずれも令和9～13年度）策定にあたり、各計画策定に係るアンケートの実施及び分析、次期計画の整理、素案（案）についての協議を行いました。

【令和7・8年度の主要議題】

- ・次期社会教育関係4計画の策定について

【会議日程と協議事項の概要】

委嘱状交付式及び第1回会議 令和7年7月2日開催（委員14名出席）

協議事項：次期社会教育関係4計画の策定について

各計画の策定スケジュールについての協議を行った。また、各計画の目指す方向性について、これからの社会ニーズに応じたものか、その目標が適切かどうかについて協議を行った。

第2回会議 令和7年10月2日開催（委員10名出席）

協議事項：次期社会教育関係3計画の策定について ※生涯学習推進計画を除く

各現行計画の評価と課題を整理し、次期計画の骨子についての整理を行った。また、各計画の目指すべきゴールとなる「基本方針」及び「施策の展開」の方向性について協議を行った。

第3回会議 令和7年12月24日開催（委員10名出席）

協議事項：次期社会教育関係4計画の策定について ※生涯学習推進計画をメインとして

現行の生涯学習推進計画の評価と課題を整理し、次期計画の骨子についての整理を行った。また、目指すべきゴールとなる「基本方針」及び「施策の展開」の方向性について協議を行った。

併せて、4計画の策定にあたって実施したアンケート結果をもとに、各計画への反映を確認するとともに、各計画が連動し整合性のとれたものとなっているかについて協議を行った。

第4回会議 令和8年3月11日開催（委員12名出席）

協議事項：次期社会教育関係4計画の策定について

次期各計画の素案（案）の構成や記載内容についての協議を行った。また、各計画の目指す方向性や施策展開が適切なものとなっているか、各計画の整合性について協議を行った。

社会教育関係4計画〔素案(案)〕に関する意見等

第6次人間市生涯学習推進計画素案(案)に対する意見 概要

【全体の構成について】

- ・視点と基本方針で、どのように段階を分けているのかが分かりづらい。
- ・「子どもへの生涯学習体験」がトップに来ているが、これが最重要ということか。唐突な印象。また、「子ども」というのは、幼児～高校生か。
- ・「～を広めよう」という表現は市が市民に向かってか。市の計画なので「市が行うべきこと」として書くべきでは。語尾が不自然な印象。

【計画策定の主旨】部分

- ・SDGs は後段の計画の共通の視点ということで触れられているが、「Well-being」は見当たらない。並列の概念で扱うのであれば、同じように共通の視点として記載すべきではないか。また、SDGs は 2030 年までの目標であり、本計画は 2030 年を超える計画期間となっている。その点の配慮は不要か。

【現状と課題】、【今後の方向性】部分

- ・どう変化しているのか、またその変化にどう対応していく必要があるのかを記載しなければ「現状と課題」とならず、また「今後の方向性」につながらないのではないか。例えば「こどもまんなか」については現状と課題において特に触れられていない。
※子育て支援がより重要視されていることをもって、「こどもまんなか」というには少し強引すぎる。こどもが主体的に社会参画できる環境整備であるとか、こどもを社会の一員と捉えどうこうするとか、そういった要素がみえるとつながってくるのでは。
- ・今までの評価だけでなく、そこから見える今後の「課題」を踏まえ、今後どうしたいのかという部分の新しい視点が見えない印象を受けた。
- ・課題の表記はあるが実態を分析&整理しきれしていない気がする。またそれが曖昧なためなのか、今後の取組に結びつけきれないような気がする。現状の課題は何か、今後5年間に考えられる課題は何かをはっきりさせると、取り組むべきことが浮き上がってくるものと思う。

【施策の体系】部分

- ・教育という言葉が教育者だけのものではなく地域全体の協働であるという本来の姿に戻す必要がある。生涯学習の「誰ひとり取りこぼさない学び」市民と行政の協働といった視点＝高齢化、地域住民自治会の力も借りられるようなシステム作り。
- ・「一生に渡って学習できる」という表現は「生涯に渡って」というほうが一般的と考える。

- ・「オンラインによるつながり確保」は取り組んでもいい1つかと思うが、P7では市民活動をオンラインでつなげるということか。
- ・「市民講師登録制度の充実」という部分で何をするのかというと、「周知と推進」だけとしか書いていない。現状維持ということか。
- ・P11「身近なところで様々な活動に参画しやすい環境づくり」とは。現状、具体的にどんな課題があって、どんな環境づくりのことをイメージしているのか。あいまいに見える。

【基本理念】部分

- ・理念は生涯学習に対する理念としての印象を受けた。それに対し、説明文は生涯学習を通じたまちづくり・地域づくりという印象を受ける。最終的に目指すものはこれとして、もう少し具体的に理念に沿った内容を追記してはどうか。
- ・理念と説明文があってないと感じる。「いつでも」は「どこでも」が入っていることにより、ライフステージだけではないと考える。
- ・「ライフステージに応じて、いつでも、だれでも、どこでも学べ、学んだ成果をいかす～」というのは、地域にいかすを指しているように取れる。市民がプランを見たときにどう感じるか。(地域にいかすための推進など)その下にある「教育大綱」では「自他ともに幸せな～」とあるため、学んだ本人という視点があっても良い。(本人が豊かに暮らし、そのうえで地域にもいかす)
- ・人生の段階「就職、子育て、余生」という表現の選択。子どもに対する生涯学習の推進を出しておきながら、最初に「就職」？さらに「余生：死ぬまでの時間」的な意味があるため、この語からネガティブな印象を受ける。
- ・「まなぶ一つながり一生かす」をフラットな関係である、というイメージを具現化したい、という意見に賛成。また、「生かす」について、内容が薄いという点と、とはいえ、市民に押し付けたくないという意見について同意。計画のビジョン的なものをわかりやすく市民と共有できると良い。

【基本方針】部分

- ・個の学び方が支流になるが、仲間と学ぶことを重点に置き、情報提供や体験できる仕組みまで考えたい。→コーディネート・マッチング(相談委員)
- ・社会教育士を増やし活動の伴奏者となってもらい、若者や子どもたちの活動を作る。
- ・子どもへの生涯学習体験の提供は、将来の進路やキャリアを考えるきっかけでなく、「できた！」という小さな成功体験の積み重ねである自己効力感や本物に出会うことで探究心が生まれ、その体験が学ぶ意欲につながると考える。
- ・AIが主流になる中、学ぶことを「問い続ける」「感動する」ことは大切なことだと考える。
- ・地域活動に参画しやすい環境整備に取り組むとあるが、具体的に。

- ・地域活動団体の活動状況を定期的に収録してアーカイブ化し、市民のネット検索に対応できる環境を作る。
- ・「活動成果の発表の場である各公民館での文化祭」等を活動の収録機会として活用する。
- ・学んだこと地域に生かす具現者である「まちの先生」を増やすために、人材募集、先生の出番作り、PR を戦略的に行う。
- ・まちの先生の出番作りの一環として、学校活動の支援を行うと共に、まちの先生の講座などの手伝いにより、地域の活性化を目指す地域学校協働活動と連携させる。
- ・「オンライン活用」ではなく、市民が手軽にスマホで利用できる「AI 活用支援」とする
- ・市民グループやサークルの活動紹介リストをアーカイブ化して市民のネット検索にヒットする環境を作る。
- ・1-2)オンライン活用支援 は1-1)市民グループ、サークル活動の支援 に統合する
- ・「情報提供」では、「情報の発掘」のようなことには取り組むか。また「オンライン配信」というのは YouTube 等の媒体を指しているのか。

第3次入間市公民館基本計画素案(案)に対する意見 概要

【基本方針】部分

- ・基本方針3の取組項目2に「新規地域づくり団体支援の制度の創設」とあるが、新規地域づくり団体とはどういう団体を想定しているのか。
- ・これからの地区センターや公民館の活動の中で、教養的な事業は行うのか。
- ・公民館というものを計画の中でアピールすることが必要と考える。どのようにアピールしていくのか。
- ・たくさんの事業を公民館で行っていく中で職員の負担が大きいと考える。職員増や地域住民の積極的な活用など検討し、職員の負担を軽減できるようにしたい。
- ・公民館の利用について、利用者に偏りがあり使わない方は全く使わないため、公民館のPR を工夫し、今まで足を運んでこなかった住民の方に公民館に訪れていただければ、公民館活動の質も向上すると考える。
- ・仮)地域づくり協議会を核として、地域の様々な人材が手を取り合って地域学校協働活動や地域づくりを推進する考えは良いと思う。
- ・公民館の果たすべき中心的な役割として地域学校協働活動を重点的に実施することが必要。それを通じてより良い地域づくりに資するものとする。

第3期入間市博物館基本計画 素案(案)に対する意見 概要

【現状と課題】【今後の方向性】の部分

- ・国際交流という点で、今後は外国人の観光客が増えてくることが予想される。「やさしい日本語」を学び用いていくことも大切だと思う。
- ・課題にも出ているように財源と人員の問題がある。資金調達係のような専用の係を作り、検討していくことも必要ではないか。・人員が不足しており、人員不足を補うためにもAI活用の視点があっても良い。
- ・補助金の情報を収集し、うまく活用して行ってほしい。

【施策の体系】の部分

- ・一度展示を見たことがある方が再び展示を見たくるように、定期的に展示内容が変わるコーナーがあっても良いのではないかと。完全なリニューアルは予算の都合もあり、いつになるか分からない。リニューアルにのみこだわるのではなく、他の方法を用いた展示の充実も必要ではないか。
- ・体験などを通して来館者の増加を見込める内容になっている。お茶大学では人数制限もあるが、興味関心を持った人たちがなるべく多く参加できる体制を作れると良い。お茶をテーマとしていくことでイメージ改善に繋がる。
- ・現在、抹茶ブームで、外国人のニーズがある。茶業協会と連携してその辺りを取り込んでいければ面白いのではないかと。
- ・子どもたちが学びやすくなるようにお茶の資料をデジタル化し、タブレットを通じて映像や画像を活用できるようにする。オンラインを活用した授業として、身近な場所の史跡を取り上げるなど、地域に合わせた歴史について授業の中で学ぶ機会を設けてはどうか。
- ・重点施策が多い。例えば、バックヤードへの収集作業を一度中止し、その分の人員を別の業務に注ぐなど、年ごとの最重点施策を考え、そちらに力を集中させるといったことも必要ではないか。各重点施策についてどの時期にどういった取り組みを行うのか、工程表があると良い。

第4次人間市立図書館基本計画素案(案)に対する意見概要

【全体をとおして】

- ・基本計画の中で5年間の核心としてわかるよう、総括的ではなく、核心がわかるような基本計画にしてほしい。
- ・「貸出・返却の新しいサービスや資料の提供」、「子どもの読書活動の推進」、「居場所としての図書館環境の充実」が柱になると考える。

【第2章 図書館を取り巻く状況】部分

- ・電子図書館サービスの提供の周知が必要である。
- ・LINE についての周知が必要である。

【第4章 施策の体系】部分

- ・本館及び分館が地域に根差し、立地を考慮したサービスを提供してほしい。
- ・商業施設に返却ボックスを設置、できれば借受や返却ができるようにしてほしい。
- ・高齢者目線でのサービスを考慮してほしい。
- ・来館された障害者への配慮を考えてほしい。
- ・(障害がある方への)レファレンスも知識を蓄える必要がある。
- ・多文化サービス、外国語資料、日本語教材の資料を充実してほしい。
- ・居場所を作るための新たな施策を考えてほしい。
- ・図書館に来館できない人への情報発信が大切ではないか。
- ・図書館からの情報をどのように発信するのが重要ではないか。
- ・図書館外への発信と内部の強化が重要である。
- ・瑞穂町の図書館との連携を検討してほしい。
- ・移動図書館車は今後どうするのか。
- ・宮寺配本所のリニューアルを検討してほしい。
- ・AVの配信サービスをどのように考えているのか。
- ・対面朗読について、コロナ禍以降全くできていない、実施できないか。

社会教育関係4計画 策定スケジュール

計画月	教育振興基本計画				
	生涯学習推進計画	公民館基本計画	博物館基本計画	図書館基本計画	
4		・素案（案）に対する意見整理	・素案（案）に対する意見整理	・素案（案）に対する意見整理	・素案（案）に対する意見整理
5	・計画策定WTにて検討	5/13 社会教育委員会議①			
		・素案とりまとめ	・素案とりまとめ 〔公民館運営審議会①〕	・素案とりまとめ 〔博物館協議会①〕	・素案とりまとめ 〔図書館協議会①〕
6		〔生涯学習推進会議〕			
7		〔計画策定WT〕		〔博物館協議会②〕	
8		8/7 社会教育委員会議②			
9	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成	・庁内意見聴取 ・庁内意見聴取結果まとめ ・原案作成
10	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施
11	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ	・パブリックコメント結果まとめ
12		12/16 社会教育委員会議③			
			〔公民館運営審議会②〕	〔博物館協議会③〕	〔図書館協議会②〕
1	・成案作成	・成案作成	・成案作成	・成案作成	・成案作成
2					
3			〔公民館運営審議会③〕	〔博物館協議会④〕	〔図書館協議会③〕
		3/18 社会教育委員会議④			

報告事項（1）各委員からの活動報告

委員の皆様が行った（または行う予定の）社会教育活動や各所属団体における活動についてご報告をお願いします。

報告事項（2）教育部社会教育担当各課からの報告

社会教育課

（1）報告事項

- ・入間市地域学校協働活動推進員の委嘱について
全10中学校区に推進員を配置、5月21日に委嘱状交付式及び研修会を実施予定。

（2）配付資料

- ・令和8年度 出前講座メニュー一覧
- ・令和8年度 いるま生涯学習ガイドブック
- ・令和7年度 入間市生涯学習をすすめる市民の会活動報告書
- ・「第28回 入間市写真連盟展」の案内はがき

博物館

（1）報告事項

- ・「狭山茶の日茶会」の実施について
日 時：令和8年6月7日（日）10：40～15：10
会 場：博物館 茶室（青丘庵）
定 員：60人（最大20名×3回）
参加費：1,000円
内 容：「狭山茶の日」記念イベントとして、博物館の茶室で茶席体験を行う。
- ・入間市西洋館の日イベントの実施について
会 期：令和8年7月7日（火）【一般公開日】
会 場：旧石川組製糸西洋館
内 容：観覧料200円を無料。通常非公開の貴賓室と調度品を公開します。
- ・「夏休みこどもお茶大学」の実施について
日 程：8月6日（木）、7日（金）、14日（金）10：00～12：00
※申込期間：7月1日（水）～16日（木） 定員：各回24名

（2）配付資料

- ・ニュースアリット 第126号

図書館

（1）報告事項

- ・学校図書館ボランティア研修会の開催について
学校図書館との連携や学校図書館業務に関わるボランティアとの連携を深め、子どもの

読書活動推進を図ることを目的とし実施する。

内容 「本の修理について」
「読み聞かせについて」

(2) 配付資料

・図書館だより4月号